



## 学校いじめ防止基本方針



令和7年4月1日

可児市立中部中学校

# 学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止等の対策の基本的な方向 ..... .....

1 学校いじめの防止基本方針の策定について

- 学校いじめ防止基本方針に定める事項

2 いじめ防止等の対策の基本理念

## II いじめの防止からケアまでの具体的な内容 ..... .....

1 いじめの防止にむけた学校の取組（自己有用感や自己肯定感を育む）

(1) 生徒自らがいじめについて学ぶ自主的・自発的な取組

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

(3) インターネット、携帯電話及びスマートフォン等の使い方に関する  
情報モラル研修の実施

(4) いじめ未然防止・早期発見・ケアに関わる年間計画

2 いじめの早期発見に関わる学校の取組

(1) 通報及び相談を受け付けるための体制の整備

(2) 学校相互間の連携協力体制

3 学校におけるいじめへの対処

(1) 問題の解決に向けた取組

(2) インターネットを通じて行われるいじめへの対処

(3) 重大事態への対処（調査・措置）

4 いじめの「解消」と当事者へのケア（見守り）

(1) 繼続的な指導

(2) いじめの「解消」の目安

(3) 繼続的な見守り

## III その他の対策の具体的な内容 ..... .....

1 いじめに対する学校の『いじめ対策委員会』の設置と取組

2 学校評価

3 地域や家庭との連携

4 基本方針の検証及び見直し

5 資料の保存

# I いじめ防止等の対策の基本的な方向

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定について

法第13条（学校いじめ防止基本方針）の規定に基づき、文部科学大臣の「いじめの防止等のための基本的な方針」「可児市いじめ防止基本方針」を参照し、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

### ○ 学校いじめ防止基本方針に定める事項

本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」との認識に立ち、「すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組む」ことができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を中心として、校長の強力なリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、本校の実情に応じた対策を推進する。

## 2 いじめ防止等の対策の基本理念

### （1）基本理念（条例第3条）

- ① 市、市立学校、その他の学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければなりません。
- ② 子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重しなければなりません。

### （2）基本姿勢

- ① いじめられた子どももいじめた子どもも、そして周りにいた子どもたちも、どの子も未来の可能性を持つ大切な可児市の子どもです。いじめに関わったすべての子どもたちをケアし、成長を支援します。
- ② いじめがあることは誰よりも子どもたち自身が知っており、子どもたちにはいじめを止めさせる力があります。そのことを可児市中の大人が見守り、応援しているというメッセージを、子どもたちに届け続けます。
- ③ いじめ問題への対応を契機として子育て環境の課題を探り、市民を含め市全体で子どもが健やかに成長する環境をつくります。

### （3）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

## II いじめの防止からケアまでの具体的な内容

### 1 いじめの未然防止にむけた学校の取組（自己有用感や自己肯定感を育む）

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があると考え、全員を対象としたいじめの未然防止に向けて、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。生徒自らがいじめ防止に係る自主的・自発的活動を進めるとともに、わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業づくりを工夫することにより、学校生活を楽しいものにするように努める。

#### （1）生徒自らがいじめについて学ぶ、自主的・自発的な取組

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめを許さないと訴えるような取り組みを推進する。

- ① 生徒会による「あたたかいかかわり」を合言葉にした行事や諸活動の推進
- ② 生徒会による「あたたかい言葉」（心が温かくなった言葉とそのエピソード）など、仲間の良さや変化に目を向ける温かい学校づくりの推進
- ③ 「いじめ防止パンフレット」を活用した授業によるいじめについての理解

#### （2）いじめに向かわない態度・能力の育成

「学校いじめ防止プログラム」として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、生徒の社会性を育む。体験の中で、お互いの気持ちや立場を共感的に理解し、認め合う態度を養う。

- ① 本校の地域性や実態に応じた体験活動の推進
  - ・地区センター祭り、地域のスポーツフェスタ等への積極的なボランティア参加、資源回収や校内のボランティア活動の推進
  - ・事象を自分事として捉えた「考える道徳」の推進
- ② 人権感覚、人権に対する意識を高める「ひびきあいの日」の集会及び活動の充実
  - ・人権にかかわる講話から学ぶ機会の設定。
  - ・生徒同士で自分たちの取り組みを交流し合う集会（伝統を引き継ぐ会等）の実施

#### （3）インターネット、携帯電話及びスマートフォン等の使い方に関する情報モラル研修の実施

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう必要な啓発活動を実施する。

- ① 生徒に対する情報モラル講座の実施、指導
- ② 教職員に対する校内研修
- ③ 保護者向けの研修会、講演会の実施

#### (4) いじめ未然防止・早期発見・ケアに関する年間計画

学期	月	いじめの防止に関する取組			早期発見・ケア	
		生徒の活動	職員	授業・体験活動等	アンケート 教育相談	保護者
前期	4		いじめ対策委員会 校内研修(ケース会議研修) 保護者への啓発(PTA総会)			
	5	あいさつ運動		特別活動(いじめ)	QUアンケート	
	6			道徳	生活アンケート・教育相談	情報モラル講座
	7		取組評価アンケート		個人懇談	取組評価アンケート
	8		いじめ対策委員会 校内研修(情報)			
	9				QUアンケート	
	10	委員会の活動 学級の話し合い	校内研修(学級づくり)	全校道徳	生活アンケート・教育相談	
後期	11	人権の花運動	関係機関にパンタ-届け	体験活動		
	12	ひびきあいの日	取組評価アンケート	体験活動		取組評価アンケート
	1		いじめ対策委員会	道徳		
	2		校内研修(評価) いじめ対策委員会		いじめアンケート	
	3		職員会			

## 2 いじめの早期発見に関する学校の取組

### (1) 通報及び相談を受付けるための体制の整備

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるように努める。日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が生徒の情報交流をし、情報を共有する。

また、生徒がいじめを訴えやすい学校風土をつくるために、いじめを受けたり見たりした生徒が教職員にそのことを訴えることは、当該児童生徒の権利を守るためにとても大切なことであり、その訴えに対して教職員が全力で対応することを教える。併せて訴えやすい体制を整えるため、定期的なアンケート調査や教育相談等を実施する。

- ① いじめを早期発見するためのチェック（観察法）  
職員研修の実施により、職員が早期にいじめを認知できるようとする。  
県教育委員会の教師向け指導資料やチェックリストの活用。職員研修の実施。
- ② アンケート等による定期的な調査（調査法）  
QUアンケート、生活アンケート等の実施。  
毎月実施する「不登校調査」により、いじめ問題が潜在していないか確認する。
- ③ 教育相談の実施（面談法）  
生徒が担任、関係職員（スクールカウンセラー、相談担当）等と相談する時間・場の確保。
- ④ 情報収集の工夫  
「明日へのあゆみ」（生活記録ノート）による情報収集  
水3会（隔週水曜3時間目に行う教育相談担当、学年主任等、関係職員生徒の情報交流）の実施
- ⑤ いじめの実態把握、取組状況の把握  
生徒指導主事を中心としていじめの事案について具体的な事実を把握する。学期ごとの問題行動調査による報告を行い、教育委員会と情報共有する。
- ⑥ 特にいじめが発生しやすい場面の対応  
空き時間教師による校内巡視を毎時間行ったり、授業が連続している教師は休み時間も廊下に張り付いたりして隙をつくらない。  
部活動では、担当する教職員は、部員間の人間関係を常に把握して、特定の生徒が疎外されていることはないかを複数の教職員の目で観る。

## （2）学校相互間の連携協力体制

いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が関係する生徒または保護者に対する指導・助言を適切に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備する。

- ① 校長会、教頭会、教務主任会等での情報共有
- ② 生徒指導主事会、教育相談部会等での情報共有
  - ア 市教委との連携で、学校間の情報の交流・把握
  - イ 幼小中高特生指導連絡協議会で、県立私立校も含めた情報の交流・把握
- ③ いじめ問題対策連絡協議会での情報共有

## 3 学校におけるいじめへの対処

本人、保護者からいじめの申し立てがあった場合は、いじめが発生したものとして対処する。

### （1）問題の解決に向けた取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒を守り通すとともに問題の解決にあたる。いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、いじめの行為について毅然とした態度で指導する。また、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた生徒の継続的な支援にあたる。

- ① 組織的対応 『いじめ対策委員会』の設置  
いじめの防止等に関する対処を実効的に行なうため、法第22条に基づき、複数の教職員、心

理・福祉等の専門的知識を有する者その他関係者により構成されるいじめ防止の対策のための組織（以下「いじめ対策委員会」という）を設置する。

いじめを発見、または通報を受けた教職員は、直ちに「いじめ対策委員会」にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応が迅速にできるようにする。

## ② 解決に向けた生徒への支援

いじめられた生徒に対しては、早期に時間をかけて事実確認を聴取する。いじめられた生徒の安全安心を確保するとともに、生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作り、できる限り不安を除去することに努める。

いじめたとされる生徒やそれを目撃していた生徒からも早期に時間をかけて事実関係の聴取をする。いじめの有無を確認する。いじめが確認された場合には、組織的に連携していじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた生徒の継続的な支援にあたる。なお、事実関係の調査の結果、いじめの事実が明確でない場合においても、いじめを受けた（あるいは目撃した）と訴える生徒がいる限り、何らかの人間関係上の問題が生じていると考えられるため、関係する生徒たちの間の必要な調整を行う。また、その訴えが、何らかの不安を抱えていることから生じたものである可能性も考慮し、事実確認ができないとしても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的知識を有するものも含めた組織的な対応を検討する。

## ③ 保護者への適切な説明と支援

事実関係の把握後は、両方の保護者に迅速に連絡する。事実に対する保護者の理解を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を進める。また、必要に応じて可児市教育委員会や可児市いじめ防止委員会、法務局、警察、子ども相談センター等の協力を得る。重大事案の場合には、可児市教育委員会の助言を受けながら、生徒の安全を確保しつつ、対応する。

## ④ 学級、部活動、学年全体及び学校全体への働きかけ

いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。学級での話し合い活動等を通して、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせる。

## （2）インターネットを通じて行われるいじめへの対処

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるための対応を、警察や法務局等の専門機関のアドバイスを受けつつ、迅速に対応する。早期発見のために、県のネットパトロールを利用して被害の拡大を防ぐ。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいことから、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも理解を求める。

## （3）重大事態への対処（調査・措置）

いじめの重大事態については、国・県の基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省。以下「ガイドライン」という。）」その他の指針に基づき適切に対応する。

### ① 重大事態の定義（法第28条第1項）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

ア　いじめにより当校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

と認めるとき

- イ いじめにより当校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

イの「相当の期間」とは年間30日の欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記に関わらず学校又は教育委員会の判断により、迅速に事実確認、基本調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして、基本調査・報告を行う。

## ② 重大事態の発生確認・報告・情報共有

学校は、重大事態に至る可能性がある場合「いじめ対策委員会」を中心に、直ちに事実関係の確認、情報収集を行い、現況や対応状況等について教育委員会へ報告（第一報）する。

教育委員会は、学校からのいじめに関する報告（第一報）や、毎月報告される「いじめ事案報告書」における案件、保護者等からの相談内容などについて、重大事態が発生したと認める場合（生じた疑いがある場合を含む。）、学校からの各種情報や、いじめ防止専門委員会、子育て支援課その他関係部署と共有した情報に基づき、市長に報告する。

報告内容は、発生した事実（5W1Hのポイントで）、当事者である、生徒の現況、保護者への連絡の状況、周囲にいた生徒及び他の在校生の状況等とする。

## ③ 重大事態の調査主体とその目的

法やガイドライン等に基づき、教育委員会は、当該重大事態の内容や経緯、対応状況等を考慮し、調査主体を学校とするのか、教育委員会（学校の設置者）とするのかについて、事案に応じ判断する。

重大事態に係る調査には、学校又は教育委員会の附属機関が行う調査、市長の附属機関が行う並行調査及び学校又は教育委員会の附属機関が行った調査結果の調査（再調査）がある。

重大事態の調査の目的は、この重大事態に適切に対処するためであり、同種の事態の再発防止に活かすためである。

## ④ 学校及び教育委員会の対処

ア 学校はいじめを受けた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめた児童生徒に指導を行い、いじめ行為をとめる。必要がある場合は、いじめを受けた児童生徒との分離を図る。

イ 調査主体となった学校又は教育委員会は、次のとおり適切に対処する。

### 1) 学校が調査主体となる場合

学校は、法第22条に基づき学校に設置する「いじめ対策委員会」を母体として、事実関係を明確にするための調査、当該事案への対処、再発防止策の検討等を行う。教育委員会は、学校に対し調査にあたっての助言や指導、専門家の派遣などの人的措置その他必要な支援を適切に行う。

### 2) 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会は、附属機関である「可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）」に諮問し、調査委員会は重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査、当該事案への対処、再発防止にかかる提言等を行う。

調査委員会による調査体制は次のいずれかとする。

a 委員（任期2年）全員による調査

b 臨時委員（重大事態が複数発生した場合やより適した人物による調査が必要な場合など、上記

- 委員とは別に事案ごとに3人以内で教育委員会が委嘱する委員をいう。) を加えて行う調査
- c 指名委員 (重大事態の内容、児童生徒の現況等を勘案し適當と認めるときに、調査委員会が委員のうちから指名する者をいう。) による調査
- ウ 学校又は教育委員会 (調査委員会を含む) は、調査の実施前にいじめられた児童生徒、その保護者及びいじめた児童生徒、その保護者に対し、次の事項について説明する。説明を行う主体は、調査主体や事案の状況に応じて適切に判断する。
- a 調査の目的・目標
  - b 調査主体 (組織構成、人選)
  - c 調査時期・期間 (スケジュール、定期報告)
  - d 調査事項 (いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等)
  - e 調査対象 (聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲)
  - f 調査方法 (アンケート調査・聴き取りの方法、手順)
  - g 調査結果の提供 (被害・加害側に対する提供、個人情報保護に照らした調査票原本の扱い等)
- エ 調査主体が教育委員会の場合にあっては、学校は、調査委員会に対し、資料の提供、説明その他必要な協力をう。
- オ 学校又は調査委員会は、調査等の進捗状況、結果について遅滞なく教育委員会に報告する。
- カ 学校又は教育委員会は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係 (判明した事実、それぞれの児童生徒に行った指導やケアの内容、今後の取組、見通し等) について、適時・適切な方法で報告、説明する。その際、いじめた児童生徒及びその保護者への情報提供に係る方針についても改めて確認し、それに基づき加害者側に情報提供を行う。
- キ 教育委員会は、調査等の結果について適宜市長に報告する。
- ク 学校は、調査委員会の調査等の結果を受けて、当事者の児童生徒、学級・学年全体及びその他全校の児童生徒への支援・指導を行うとともに、再発防止のための措置を行う。
- ケ 教育委員会は、自らの権限及び責任において、調査委員会の調査等に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## 4 いじめの「解消」と当事者へのケア（見守り）

一旦いじめ行為が止まり収まったと判断した場合でも、再発したり新たないじめが起こったりする場合があるので、当事者の子どもたちへのケア（見守り）を継続的に行う。

### (1) 継続的な指導

いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりする。生徒の状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、教育相談担当による相談、外部専門家による支援等の協力を得る。場合によっては、いじめられた側、いじめた側の両者のカウンセリングを行い、再発を防ぐようにする。

### (2) いじめの「解消」の目安

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）が継続していること。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を見届ける。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことや被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

### (3) 継続的な見守り

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることをふまえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

## III その他の対策の具体的な内容

### 1 いじめに対する学校の「いじめ対策委員会」の設置と取組

(1) 法第22条に基づき、「いじめ対策委員会」を設置

校長・教頭・主幹・教務・教育相談主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・SC・SSW

(2) 『いじめ対策委員会』の役割

① 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

各取組が計画通りに実施されるよう、進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行う。

② 教職員の共通理解と意識啓発

年度初めの校内研修(職員会)の場で、全ての職員に対して基本方針の主旨を説明する。「取組評価アンケート」の分析結果についても改善点等についても周知する。

③ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

学校基本方針について、生徒や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。(学校報 HP を利用する)

④ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

面談等の進捗状況の把握や、どのような相談事例があるのかの集約をする。

⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

教職員が気づいた生徒の変化に関する情報を集約・整理する。

⑥ 発見されたいじめ事案への対応

事案に対する事実確認を行い、今後の対応を決めて実行する。すべての教職員に対しても必要な情報を提供する。

⑦ 対応する者の決定

事案に対応する者を決定する。必要に応じて、構成員を限定したり増やしたりする。

⑧ 重大事態への対応

重大事態フロー図に従い、市教育委員会の判断に応じて動く。

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして早期に報告・調査等に当たること。

⑨ 一定期間終了後の検証と見直し

PDCAサイクルの考え方従い、年間計画で決めた期間の終わりには「取組評価アンケート」を実

施する。その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたかを検証する。

#### ⑩ 「暴力行為等防止支援員」による学校への支援

暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、「暴力行為等防止支援員」を要請し、児童生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を受ける。

## 2 学校評価

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

教員評価では、日頃から生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

## 3 地域や家庭との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載やその他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ② 学校運営協議会を活用し、地域の方からの意見を取り入れ、地域と連携した対策を推進する。

## 4 基本方針の検証及び見直し

この基本方針は、可児市のいじめ防止基本方針を参照して策定するとともに、必要に応じていじめ対策委員会により検証と見直しを図る。

- ① 生徒の学校生活における満足度（学校生活は「楽しい」、「やや楽しい」と答えた生徒の比率）
- ② いじめの経験比率（「いじめを受けた」、「いじめた」、「いじめを見た」生徒の比率）
- ③ 学校のいじめ認知件数とそれに対し解決したと捉えた件数の比率（解決率）

## 5 資料の保存

アンケート等の一部資料は、当該生徒が卒業するまで保管、結果を記録した二次資料は当該生徒が卒業後5年間保存するものとする。